



浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書
補足説明資料
(コメントに対する回答について)

令和4年5月11日
中部電力株式会社

【コメントNo. 3】

施設保安課長の職務として、「定検作業」から「保全作業」に変更した意図を説明すること。また、「施設管理」ではなく「保全作業」とした理由および妥当性を示すこと。

【回答】

変更前の「定検作業」については、「定期点検における作業」と限定した期間の作業を示していますが、今回、「通常運転中の作業」の業務所掌を運転管理課より施設保安課に移すことで、通常運転中を含む期間を限定しない表現に変更するものです。

また、施設保安課長の職務として、作業における安全措置の検討、実施、工程管理を行っており、「施設管理」全般ではなく作業にかかわる職務となっています。そのため職務を適切に表現できる「保全作業」を使用しています。

【コメントNo.4】

組織改定の前後ですべての業務が問題なく引継ぎができることを説明すること。

【コメントNo.16】

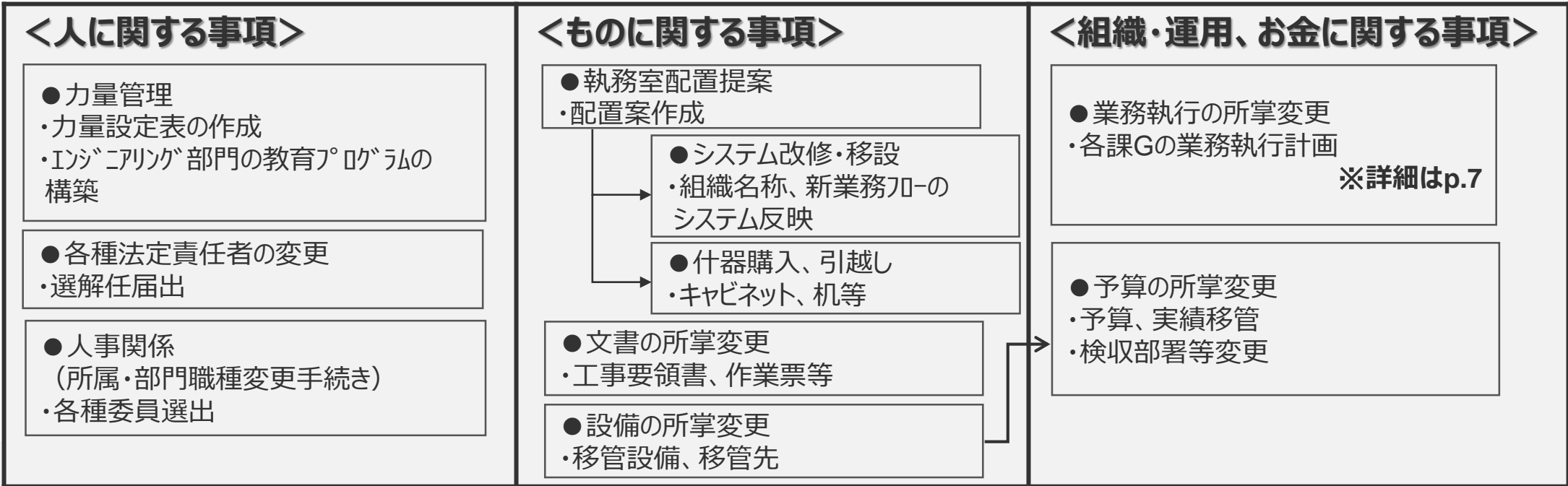
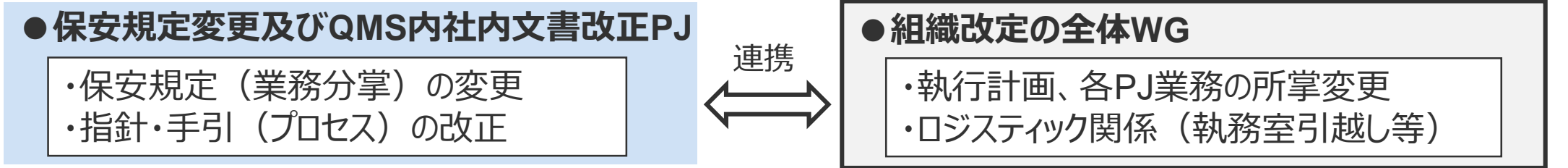
組織改定全体WGのうち、保安規定と組織変更に係る部分について、どのような課題が抽出され、どう解決したのかについて、具体的な内容を示すこと。

【回答】

4~7ページ参照。

保安規定変更及びQMS内社内文書改正PJと組織改定の全体WGの検討範囲

- ✓ 保安規定の変更やQMS内社内文書の改正については、安全品質保証部長をプロジェクトオーナーとして『**保安規定変更及びQMS内社内文書改正プロジェクト**』を立ち上げ、業務分掌及びプロセス変更に対応を行っている。【次ページ参照】
- ✓ それ以外の事項（執行計画、ロジスティック、力量管理等）については、総括管理課を取りまとめとした『**組織改定の全体WG**』にて、「人」「もの」「組織・運用など」の事項に対して、組織改定に向けての準備を行っている。
- ✓ 両PJ及びWGは連携を取りながら進めている。



保安規定変更及びQMS内社内文書改正プロジェクト(1/2)

保安規定を変更及びQMS内社内文書を改正するために、『保安規定変更及びQMS内社内文書改正プロジェクト』を発電所に立ち上げた。

体制においては、保安規定変更及び管理に関する業務を行う本店品質保証グループ及び原子力安全グループ並びにQMS内社内文書改正のとりまとめ部署である浜岡品質保証グループに加えて、組織改定の検討を主導してきたメンバーをプロジェクトメンバーに組み込むことにより、組織改定に関する情報を適切に共有し反映できる仕組みを構築とした。

また、定期的に進捗会議を開催し、プロジェクトメンバーで進捗状況の確認、抽出した課題及びその解決策などについて議論した。

【具体的な課題及び解決の例】

<課題>

- ・保安規定（第1編，第2編）第5条（保安に関する職務）におけるエンジニアリング部及び保修部各課の職務の記載

<解決の方法>

- ・エンジニアリング業務と保修業務の専門組織化の検討を主導してきたメンバーと保安規定管理部署である本店品質保証グループ及び原子力安全グループで、保安規定第106条（施設管理）の担当部署整理表（4月1日ヒアリング資料のうち資料②添付資料1－4；次ページに抜粋を示す）を作成し、職務が変更前後で抜けなく引き継がれている職務の記載となることを確認した。

保安規定変更及びQMS内社内文書改正プロジェクト(2/2)

4月1日ヒアリング資料のうち資料②添付資料 1 - 4【抜粋】

保安規定第106条（施設管理）の担当部署整理表			
	現	新	保安規定第1編第5条との整合
7. 保全の実施	① 原子炉課、タービン課、電気課、計測課、設備保全課、改良工事G ② 土木課、建築課	① 機械保守課(①から機械設備を集約) 電気保守課 (①から電気、計装関係設備を集約) ② 土木課、建築課	機械保守課長：「原子炉施設の施設管理のうち、機械設備の保全の実施」に関する業務 電気保守課長：「原子炉施設の施設管理のうち、電気関係設備及び計測関係設備の保全の実施」に関する業務 土木課長：「原子炉施設のうち、土木関係設備の施設管理」に関する業務 建築課長：「原子炉施設のうち、建築関係設備の施設管理」に関する業務
8. 保全の結果の確認・評価			
(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の保全の結果から所定の機能を発揮している状態にあることを、所定の時期までに確認・評価し、記録する。	① 原子炉課、タービン課、電気課、計測課、設備保全課、改良工事G ② 土木課、建築課	① 安全・系統管理課（系統機能にかかる確認・評価） 機械保守課(個別設備にかかる確認・評価) 電気保守課（個別設備にかかる確認・評価） ② 土木課、建築課	安全・系統管理課長：「原子炉施設の施設管理の総括」に関する業務 機械保守課長：「原子炉施設の施設管理のうち、保全の結果の確認・評価」に関する業務 電気保守課長：「原子炉施設の施設管理のうち、電気関係設備及び計測関係設備の保全の結果の確認・評価」に関する業務 土木課長：「原子炉施設のうち、土木関係設備の施設管理」に関する業務 建築課長：「原子炉施設のうち、建築関係設備の施設管理」に関する業務
(2) 組織は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮している状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。	① 原子炉課、タービン課、電気課、計測課、設備保全課、改良工事G ② 土木課、建築課	① 安全・系統管理課（定期事業者検査のうち機能検査） 保守管理課（その他定期事業者検査） 設計調達課（使用前事業者検査） ② 土木課、建築課	安全・系統管理課長：「第5条第4項(33)」 保守管理課長：「第5条第4項(33)」 設計調達課長：「第5条第4項(33)」 土木課長：「第5条第4項(33)」 建築課長：「第5条第4項(33)」

組織改定の全体WG

<例> 業務執行レベルの所掌変更

各課の業務執行計画ごとに業務内容を抽出し、それぞれに対し引継先となる新部署を整理、明確化することで、すべての業務が漏れなく引き継がれるようにしている。

保修部 保守管理課 原子炉G (抜粋)

No	業務内容	被引継部署案
1	4号 P L M 評価書関係 (評価書確認・補足説明資料作成、審査会合対応)	設計調達課
2	原子炉系設工認対応 (例：3号 R C W S, H P C W S 伸縮継手)	設計調達課
3	設工認管理台帳整備	設計調達課
4	1, 2号 共用設備独立化関係 (NRW-IA, SA ; 予算、技術検討、発注)	設計調達課
5	系統構成情報システム保守・開発	安全・システム管理課
6	5号 海水流入対策 (復旧計画・研究)	設計調達課
7	5号 海水流入対策 (保管状況確認点検とりまとめ、予算・工事発注)	設計調達課
8	5号 海水流入対策 (健全性評価委員会)	設計調達課 (復旧計画/研究に関わる部分：保修部)
9	5号 D/G排気管伸縮継手破損対応	設計調達課

【コメントNo.10】

施設保安課長の職務として、保安規定第106条の3（作業管理）との関係性について説明すること。

【回答】

保安規定第106条の3（作業管理）については、施設保安課長の職務として

- （1）他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止
 - （2）供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止
 - （4）作業工程の管理
- が該当します。

施設保安課長の職務「原子炉施設の保全作業における発電の運営及び工程管理に関する業務」のうち、原子炉施設の保全作業における発電の運営は、具体的には作業における安全措置（隔離：弁開閉、電源切、信号ロックなど）の検討、実施・解除をしています。この安全措置の検討、実施・解除が『（1）他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止、（2）供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止』に該当します。

工程管理に関しては、個々の作業工程の管理は個々の作業を所掌する課が担っていますが、施設保安課長は個々の作業が、待機状態にある他の系統や機器に影響を与えないよう工程調整を行うなど、号炉毎の全体工程の管理を担っています。そのため、『（4）作業工程の管理』が該当します。

【コメントNo.21】

「廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設」とは具体的に何か。また、減容機で圧縮減容する主語を廃棄物管理課長のままとしていることについて説明すること。

【コメントNo.27】

圧縮減容する場合に使用する減容機の設置箇所について具体的に説明すること。

【回答】

「廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設」とは、放射性固体廃棄物を減容処理するための可燃性雑固体廃棄物焼却炉・可燃性固体廃棄物焼却炉(以下、「焼却炉」。) 、雑固体廃棄物熔融炉(以下、「熔融炉」) 、固化装置およびサイトバンカです。

圧縮減容する場合に使用する減容機は、共用施設として廃棄物減容処理装置建屋ではなく1号機に設置しています。

廃棄物管理課長が実施していた、焼却炉、熔融炉、固化装置による減容処理およびサイトバンカに関する運転操作は、火災などへのリスク対応も含めた施設の運転に関する業務として、交替勤務（24時間体制）で行う発電指令課長の職務として定めます。

一方、減容機を使用した減容処理は、不燃性固体廃棄物を固体廃棄物貯蔵庫へ保管する場合に廃棄物の嵩を減少させる放射性固体廃棄物の管理業務として、引き続き廃棄物管理課長の職務として定めます。

【コメントNo.22】

第1編第117条の表117-1、2、3において、「廃棄物管理課副長」および「廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の業務に係わる者」を削除したことについて説明すること。

【回答】

廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転は、廃棄物管理課長の下で、「廃棄物管理課副長」が当直体制で行っていましたが、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する職務を「廃棄物管理課副長」から同じく当直体制を組んでいる「発電指令課長」に移管することとしたため「廃棄物管理課副長」職を廃止します。

従来、放射性液体廃棄物処理設備の運転業務と放射性固体廃棄物処理設備の運転業務を2つの部署で実施していましたが今回発電指令課長に集約しました。そのため、放射性固体廃棄物処理設備の運転を行っている「廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の業務に係わる者」について、放射性液体廃棄物処理設備の業務を行っている「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」と統合し、「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」とします。

【コメントNo.23】

機械保修課長および電気保修課長の職務（設備の保全の実施及び保全の結果の確認・評価に関する業務）について、「施設管理」を使わず、「保全」を用いて表現していることが適切であることについて説明すること。

【回答】

施設管理のうち現場作業を端的に表現するため、原子力発電所の保守管理規程（J E A C 4 2 0 9）「M C - 1 2 保全の実施」の言葉を用いています。また、確認・評価に関する業務については保全の実施という言葉の踏まえて「保全」を用いています。これらの表現は現在、下位文書である施設管理指針でも使用しています。

